各都道府県教育委員会指導事務主管課 各指定都市教育委員会指導事務主管課 各都道府県私立学校事務主管課 附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課 構造改革特区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体株式会社立学校事務主管課 各国公私立高等専門学校事務局

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

放射線副読本の改訂について

文部科学省では、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、放射線副読本を作成しています。

今般、最新の状況を踏まえた時点更新を行うとともに、復興が進展している被災地の姿の紹介や学校の ICT 化に対応したよりわかりやすいデジタルコンテンツの活用を進めるなど、内容を充実しました。

従来通り、放射線副読本は、小学生用の冊子と、中学生と高校生共通の冊子の2種類があり、今後、全国の小学校、中学校、高等学校等の令和3年度第1学年の児童生徒(中等教育学校第4学年、義務教育学校第7学年を含む)に対して、順次配布する予定です。あわせて、文部科学省ホームページに公表しています。

今回の主な改訂内容や活用に当たっての留意点については、別紙を御覧ください。

各学校において、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めるための指導の一助として活用いただけますよう、御配慮をお願いします。

このことについては、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校(小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校等をいう。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、各国立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その設置する附属学校に対し、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、御周知いただきますようお願いします。

【参考】放射線副読本は、文部科学省ホームページに公表しています。

放射線教育

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/index.htm

放射線副読本(令和3年改訂)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/1410005_00001.htm



【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課 教育課程第二係

TEL:03-5253-4111 (内線 2930)

FAX: 03-6734-3734

E-mail: kyoiku@mext.go.jp

【放射線副読本の冊子について】

- 改訂した放射線副読本は、次の2種類の冊子があります。
- ・小学生用の冊子
- 「小学生のための放射線副読本 ~放射線について学ぼう~」
- ・中学生と高校生共通の冊子

「中学生・高校生のための放射線副読本 ~放射線について考えよう~」

【放射線副読本の主な改訂内容】

- 1人1台端末等を活用し、放射線副読本の活用をより一層促進するため、QRコード等を活用して動画により放射線に関する科学的な知識や福島県の復興の最新情報について学ぶことを可能とするなど、内容を充実。
- 被災地の復興・再生に向けた取組に関する内容を充実。(福島第一原子力発電所の廃炉に向けた課題に関する記載の追加や福島県立ふたば未来学園高等学校や福島県立岩瀬農業高等学校などの福島県における復興・再生に向けた取組の更新など)

【放射線副読本の活用に当たっての留意点】

- 放射線副読本の活用に当たっては、児童生徒にその内容が具体的に伝わるよう、特に、以下 の点に留意し、積極的な御活用をお願いいたします。
- ・いかなる理由があっても「いじめ」は決して許されず、原子力発電所の事故により避難していることなどを理由とする「いじめ」も同様に決して許されないことを改めて徹底すること。
- ・新学習指導要領においては、放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し、情報を正しく 理解する力を、教科等横断的に育成することとしている。改訂した放射線副読本は、関係する 教科等で広く御活用いただける内容となっていることから、例えば、小学校・中学校学習指導 要領解説(総則編)付録 6 「放射線に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教 育内容)」等も参考としながら、教科等横断的に放射線に関する教育の充実に取り組むこと。
- ・放射線副読本は、特定の教科等・学年において活用を求めているものではないため、小学校の 6年間、中学校、高等学校の3年間等の中で、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や 地域の実態を十分考慮して、適切に活用すること。
- ・保護者等からも放射線に関する教育を実施することについての理解が得られるよう、例えば、 家庭でも放射線副読本を活用してもらえるよう促すなど、工夫すること。

【放射線副読本の配布について】

- 改訂した放射線副読本の冊子は、「放射線副読本の配布に係る調査について」(令和3年 7月6日 事務連絡)の結果に基づき、全国の小学校、中学校、高等学校等に対して、令和 3年12月中旬から順次配布しています。
- 各学校で放射線副読本の不足が生じた場合には、設置者が学校間で調整を図ることとし、 学校間での調整が難しい場合には、設置者もしくは各都道府県・各指定都市教育委員会等へ 配布する保管用で対応ください。その上で調整が困難な場合に限り、各都道府県・各指定都 市教育委員会等より文部科学省に御連絡ください。